最終更新日：2015年5月22日

中国電力株式会社
取締役社長 苅田 知英
問合せ先：コンプライアンス推進部門（会社法務担当） TEL：082-544-2727
証券コード：9504
http://www.energia.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は，電気事業を中心とした事業運営を行っており，経営の意思決定と業務執行を一体的に行う体制が有効に機能すると考え，監査役設置会社の形態を採用している。当社は，企業としての信頼を確立し，持続的に価値を創造していくことによって社会的責任を果たすためには，ガバナンス体制の構築が重要な経営課題であるとの認識のもと，グループ経営強化の取り組みに合わせ，コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っていく所存である。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	34,979,560	9.43
山口県	34,004,957	9.16
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	20,275,807	5.46
日本生命保険相互会社	18,630,362	5.02
株式会社みずほ銀行	8,235,472	2.22
中国電力株式投資会	7,177,661	1.93
株式会社広島銀行	5,842,333	1.57
株式会社山陰合同銀行	5,547,344	1.50
高知信用金庫	5,101,400	1.37
三井住友信託銀行株式会社	4,985,800	1.34

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気・ガス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田村　浩章	他の会社の出身者								△			○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田村　浩章	○	田村浩章氏は，宇部興産株式会社の出身である（平成26年6月27日付で取締役会長を退任）。 当社は，宇部興産株式会社との間に電力購入等の取引関係があり，その取引額は宇部興産株式会社の平成26年3月期における売上高の約2%である。	・経営にかかわる高い識見と社外での豊富な経験を活かし，当社経営に関して客観的な視点からの有益な提言を期待し，社外取締役として選任している。 ・当社経営陣との間に利害関係を有さない独立した立場の社外取締役であるため，独立役員として指定している。 　なお，証券取引所が独立性の説明を求める要件（主要な取引先や主要株主の業務執行者等であること）のいずれにも該当していない。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	―	―	―	―	―	―	―	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	1	0	2	社内取締役

補足説明

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	7 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

・監査役，会計監査人である有限責任あずさ監査法人および内部監査部門は，監査で得た情報について三者間でそれぞれ情報交換を行い，相互連携を図っている。
・監査役は，会計監査人からの監査計画や監査結果の聴取，定期的な意見交換の実施などにより，互いに緊密な連携を保っている。
・監査役と内部監査部門は，監査方針・計画と内部監査計画を相互に交換するなど，適宜情報の共有化や意見交換を行っている。
・監査役は，年2回以上，内部監査部門から，内部監査部門が行った監査の状況および結果(グループ企業に対する監査も含む)を聴取している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡辺　一秀	他の会社の出身者													○
佐藤　正夫	その他													
野曽原　悦子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j　上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

渡辺　一秀	○	マツダ株式会社相談役	・経営にかかわる高い識見と社外での豊富な経験を活かし，客観的で公正・中立な立場からの的確な監査を期待し，社外監査役として選任している。 ・当社経営陣との間に利害関係を有さない独立した立場の社外監査役であるため，独立役員として指定している。 　なお，証券取引所が独立性の説明を求める要件（主要な取引先や主要株主の業務執行者等であること）のいずれにも該当していない。
佐藤　正夫	○	―――	・リスク管理に関する専門的な識見と社外での豊富な経験を活かし，客観的で公正・中立な立場からの的確な監査を期待し，社外監査役として選任している。 ・当社経営陣との間に利害関係を有さない独立した立場の社外監査役であるため，独立役員として指定している。 　なお，証券取引所が独立性の説明を求める要件（主要な取引先や主要株主の業務執行者等であること）のいずれにも該当していない。
野曽原　悦子	○	―――	・弁護士としての法律に関する専門的な識見と社外での豊富な経験を活かし，客観的で公正・中立な立場からの的確な監査を期待し，社外監査役として選任している。 ・当社経営陣との間に利害関係を有さない独立した立場の社外監査役であるため，独立役員として指定している。 　なお，証券取引所が独立性の説明を求める要件（主要な取引先や主要株主の業務執行者等であること）のいずれにも該当していない。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

当社は，独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定している。

独立役員（出身先を含む）との取引および寄付について，その規模・性質から株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれのないものと判断される場合は，記載を省略している。
・電気の需給契約等に基づく取引
・取引額（寄付を含む）が，当社および取引先の売上高の１％未満のもの，または100万円未満のもの

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の賞与の総額を年額１億4,000万円以内とし，その範囲内で会社業績目標の達成度合いに応じて具体的金額を決定し，各取締役（社外取締役を除く）に支給する。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成25年度に係る当社の取締役および監査役の報酬等の内容は，次のとおりである。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる役員の員数
		月額報酬	賞与	
取締役(社外取締役を除く)	553百万円	553百万円	—	16名
監査役(社外監査役を除く)	63百万円	63百万円	—	2名
社外役員	61百万円	61百万円	—	5名

(注)上記には，平成25年6月26日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでいる。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

月額報酬　取締役　月額5,500万円以内(うち社外取締役に対して月額200万円以内)
　　監査役　月額1,500万円以内
賞　　与　取締役　取締役の業績に対する責任の明確化と業績向上へのインセンティブ付与のため，月額報酬とは別に，
年額1億4,000万円以内で取締役に賞与を支給できることとし，その範囲内で，会社業績に応じた具体的金額を
取締役会で決定する。
具体的には，賞与総額について会社業績目標を達成した場合の基準額を定め，目標の達成度合いに応じて
具体的金額を決定したうえで，各取締役(社外取締役を除く)に配分する。
　　監査役　支給しない

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・取締役会事務局は，社外の取締役・監査役を含む全役員に取締役会資料を事前に送付しており，取締役会欠席の場合は議事録を基に議事の概要を説明している。また，報道発表内容のメール送信などにより，会社の動きをタイムリーに伝える情報提供を行っている。
・社外監査役に対しては，上記に加え，監査役室の専任スタッフが，監査役会の主要議案の付議資料の事前送付，監査役会欠席時の付議内容および付議結果の報告のほか，監査に必要・有益な情報提供などのサポートを行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

〇業務執行に係る事項
・取締役会は通常月1回開催し，経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに，業務執行報告等を通じて取締役の職務執行を監督している。また，経営陣との間に利害関係を有さない独立した社外取締役1名を選任し，経営の客観性および透明性の向上を図っている。
・代表取締役を構成員とする経営会議を原則として毎週開催し，取締役会に付議する事項を含め，経営上の重要な事項について十分な審議を行っている。
・取締役会から委嘱された業務を執行する執行役員制を導入し，経営の効率化および執行責任の明確化を図っている。
・取締役会の諮問機関として，会長を委員長とし，社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置しており，原則として年4回コンプライアンスに関する重要事項を議論している。

〇監査に係る事項
・監査役は，5名のうち3名が社外監査役(うち女性1名)であり，監査役会が定めた監査の方針・計画に従い，取締役会その他の重要な会議への出席，取締役等からの業務執行状況の聴取，重要な決裁書類等の閲覧，本店および事業所の業務や財産の状況調査，関係会社からの報告聴取等により，取締役の職務執行状況等について，厳正な監査を実施するとともに，定期的に開催される代表取締役との会合等において意見交換している。
・会計監査は，有限責任あずさ監査法人を会計監査人として選任し，平成25年度の会計監査については，同監査法人の業務執行社員(指定有限責任社員)である公認会計士濱田芳弘，山本昭人，前田貴史の3名のほか，公認会計士7名，その他5名により，一般に公正妥当と認められる監査基準による適正な監査を行った。業務執行社員の継続監査年数はいずれも7年以内である。
・内部監査部門である考査部門は，業務執行ラインから独立した組織として，当社および関係会社の内部監査を実施し，内部統制システムの適切性・有効性を検証するとともに改善提言を行っている。

〇監査役の機能強化に関する取組状況
・経営陣との間に利害関係を有さない独立性の高い社外監査役3名および長年にわたり当社経理部門に在籍し，財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役1名を選任している。
・監査役監査に係る業務を実務的に補佐するため，監査役直属のスタッフ9名(平成27年3月末現在)を配置している。なお，当該スタッフについては，取締役からの独立性を確保するため，取締役の職務執行に係る業務を兼務させず，また，人事に関する事項については，監査役会の同意を得たうえで行っている。

〇報酬決定の機能に係る事項
　報酬決定に係る客観性・決定プロセスの透明性を向上させるため，平成20年2月から社外役員を構成員に含む報酬委員会を設置し，報酬委員会で審議のうえ取締役会に付議している。

〇責任限定契約に係る事項
　当社は，会社法第427条第1項及び定款の規定により，社外取締役及び社外監査役との間で，同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結している。
　なお，当該契約に基づく責任の限度額は，法令に定める額としている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・電力の安定供給のため多岐にわたる業務を一貫して行わなければならない電気事業の特性を考慮すると，経営の意思決定と業務執行を一体的に行う体制が望ましいため，監査役設置会社の形態を採用している。
・経営の客観性および透明性の向上を目的として，社外取締役を選任している。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成26年6月26日開催の第90回定時株主総会の招集通知については，6月5日に発送した。
集中日を回避した株主総会の設定	第90回定時株主総会は，平成26年6月26日に開催した。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットおよび「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」の利用により議決権を行使することができる。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成23年6月の株主総会から，株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」に参加している。
その他	株主総会における事業報告等においては，ビデオやパワーポイントを活用するなど，株主のみなさまにわかりやすい丁寧な説明を行っている。 また，当社ホームページに招集通知を掲載している。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	株主・投資家のみなさまのより一層のご理解と信頼の獲得を目指し，「IR基本方針」を策定・公表している。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	以下のとおり会社説明会を開催した。 〇平成26年度 ・平成25年度決算会社説明会（H26.5.9） ・平成26年度第2四半期会社説明会（H26.11.10）	あり
IR資料のホームページ掲載	経営者メッセージや財務情報・IRツール，株式・株主情報などを掲載している。また，個人投資家のみなさまへ当社の取り組みをわかりやすく説明している。http://www.energia.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部門 IR担当	
その他	IR活動を通じて，当社を取り巻く経営環境や財務の状況，将来に向けた経営戦略等に関する情報を，適時・的確に提供するとともに，双方向コミュニケーションの充実を図っている。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	グループ全体におけるCSRの位置付けと取り組みの方向性およびグループの役員・社員の行動原則について定めた「エネルギアグループCSR行動憲章」（平成18年3月制定・公表）において，当社グループの事業基盤は，「ステークホルダーからの信頼である」という考え方を明記している。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「エネルギアグループCSR行動憲章」に定めた行動原則に基づき，安全確保や人権尊重，コンプライアンスの推進といったCSRのベースとなる取り組みのほか，お客さま本位の徹底，環境問題への積極的な取り組み，地域社会発展への貢献，社会とのコミュニケーションの充実，そして，活力ある企業風土づくりなど，多岐にわたるCSRの取り組みを実践している。また，それぞれの活動内容については，当社ホームページ「エネルギアグループのCSRの取り組み」（http://www.energia.co.jp/corp/active/csr/index.html）等において公表している。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「エネルギアグループCSR行動憲章」において，「社会とのコミュニケーションの充実」を当社グループの行動原則の1つとして規定している。
	【女性が活躍できる職場づくり】

その他	当社では，仕事と家庭の両立を支援するため，育児休職制度や短時間勤務制度，深夜勤務免除措置，子の看護のための休務を認める制度などを設けている。 また，各人の適性および育成計画に基づいて幅広く業務を付与し，能力・適性のある女性を管理職へ積極的に登用するなど，女性の能力発揮の促進に取り組んでおり，女性の管理職（医療職を除く）は，平成27年3月末現在で122名である。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【基本的な考え方】
〔業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針〕(H18.4.28制定，H27.5.1改定)
当社は，株主・投資家のみなさま，お客さま，地域社会等から信頼され選択される企業であり続けるため，次の方針に従って，必要な組織・制度等を継続的に整備し，中国電力グループ一体となって適正な事業活動を推進していく。

1. 当社の取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1)取締役会は通常月1回開催し，経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに，取締役から定期的に，また必要に応じて，業務執行状況の報告を受け，取締役の職務執行を監督する。また，執行役員に対して，必要に応じて業務執行の状況について，取締役会への報告を求める。
(2)代表取締役を構成員とする経営会議を原則として毎週開催し，取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項について十分に審議したうえで決定する。
(3)執行役員制度を採用して，取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務執行の効率化を図る。
(4)中国電力グループのCSR行動憲章および中国電力企業倫理綱領を制定し，取締役がこれを率先垂範するとともに，自らの役割として使用人に対しその定着と徹底を図る。
(5)取締役会の諮問機関として，会長を委員長とし，社外有識者を構成員に含む企業倫理委員会を設置し，コンプライアンスに関する重要事項を審議する。また，コンプライアンスの推進を総括する組織を設置し，企業倫理・法令遵守の徹底を図るべく，コンプライアンス推進に係る諸制度の継続的な整備・充実，取締役および使用人に対する教育等を行う。
(6)法令違反行為等の未然防止と是正を図るため，社内および社外(弁護士事務所)に直接相談・通報できる企業倫理相談窓口を設置し，相談者保護を含めた的確な対応を行う。
(7)各組織の長は，それぞれの組織内においてコンプライアンスに関する自己点検や教育等を行うとともに，業務運営に関する諸制度の整備を継続的に行う。
(8)財務報告に係る内部統制を総括する組織を設置し，財務報告の信頼性確保に係る制度の整備，指導・調整を行う。
(9)市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による不当要求等への対応を総括する組織を設置し，反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み，断固として対決する。
(10)業務執行ラインから独立した内部監査組織を設置し，業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。

2. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理基本方針およびリスク管理規程を定め，各組織において各種リスクの洗い出し，評価，対応策の検討を行い，経営計画等に反映して継続的にリスク管理を実践する。
(2)リスク管理を総括する組織を設置し，リスク管理に係る必要な指導・調整を行うとともに，社長を議長とするリスク戦略会議を設置し，重大な経営リスクへの対応方針等を総合的に検討する。
(3)非常災害その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には，対策本部等を設置して，情報を一元的に収集・管理し迅速かつ円滑に対策を実施するとともに，適時・的確な情報公開を行う。

3. 当社の取締役の職務執行に係る情報保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る文書(電子文書を含む。)等については，文書規程等に基づき，法令に定めがあるものについては少なくともその期間，法令に定めがないものについても必要な保存期間を定め，適切に保存・管理する。

4. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)経営の方針・目標を明確化し，経営計画制度によるマネジメントサイクルを的確に回すことにより，効率的な事業運営を推進する。
(2)適切に組織(組織機構・業務分掌・職務権限)・制度・情報システムの整備を行い，効率的に職務執行が行われる体制を継続的に整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)グループ企業の取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することならびに取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
a. グループ企業管理を総括する組織を設置するとともに，グループ経営の方針・目標を定め，グループ一体となった効率的な事業運営を推進する。また，グループ企業管理に係る諸制度を整備し，各企業の事業活動を適切に指導・支援する。
b. グループ企業におけるコンプライアンスを推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
c. 当社が設置する企業倫理相談窓口は，グループ企業に係る相談・通報に的確な対応を行う。
d. 当社の内部監査組織は，グループ企業における業務の適正を確保する観点から，監査を実施する。
(2)グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については，当社の関係組織が連携して適切に指導・支援を行う。
(3)グループ企業の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
a. グループ経営に重大な影響を及ぼす事項を実施する場合には，当社への協議または報告を求める。
b. 上記a. 以外でグループ企業において，コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合，または発生が見込まれる場合には，当社への報告を求める。

6. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
取締役の指揮命令外の組織として，監査役の職務を補助する専任組織を設置し，必要な使用人を配置する。当該使用人については，取締役の職務執行に係る業務を兼務させず，もっぱら監査役の指揮命令に従わせるものとし，また，人事に関する事項については，監査役会の同意を得たうえで行う。

7. 当社の監査役への報告に関する体制
(1)当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制
a. 取締役会をはじめ，経営会議・企業倫理委員会等の重要会議には監査役の出席を求めるほか，取締役および使用人は監査役へ定期的に職務執行報告を行う。
b. 取締役および使用人は，監査役会と協議のうえ定めた報告基準に該当する事実が発生した場合または発生が見込まれる場合には，監査役に対し速やかに報告を行う。
(2)グループ企業の取締役，監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
グループ企業の取締役の職務執行に係る事項の当社への協議・報告，企業倫理相談窓口へのグループ企業に係る相談・通報を受けた当社の取締役および使用人は，遅滞なく当社の監査役に報告を行う。
(3)当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告した者に対して，その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし，そのための体制を整備する。

8．当社の監査役の職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が職務執行のために請求した費用等については，当社は，それが当該監査役の職務に必要がないことを証明した場合を除き，速やかに処理を行う。

9．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役は，監査役との意見交換のための会合を定期的に行い，経営全般について相互に認識を深める。
(2)取締役および使用人は，監査役から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は，速やかにこれに応じる。また，内部監査組織は，監査役に内部監査結果を適宜情報提供するなど，監査の実効性を高めるよう協力する。

〔注〕グループ企業とは，会社法上の子会社および持分法を適用する関連会社とする。

【整備状況】
上記の基本方針に基づく体制整備は終了しており，引き続き，その維持・向上に努めている。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の行動規範である「中国電力企業倫理綱領」に市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する旨を定め，総括担当箇所を設けるとともに，外部専門機関との連携を図るなど，諸体制を整備し，全社でこれに取り組んでいる。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要】
当社は，迅速，正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するため，社内規程である「証券取引所における会社情報の適時開示に係る取扱いについて」において，会社情報の適時開示の基準および社内手続等を定め，迅速，正確かつ公平な会社情報の開示に努めることにより，公正，透明な事業運営を図り，もって企業の社会的責任を果たすこととしている。
このほか，当社では，「中国電力企業倫理綱領」をはじめ，「IR基本方針」，「情報管理基本方針」等においても，迅速かつ的確な情報開示を積極的に行うことが，公正，透明な事業運営に不可欠である旨を定め，情報開示に関する社員の意識の醸成を図るとともに，開示手続き等に遺漏がないよう徹底を図っている。
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について，具体的には以下のとおり。

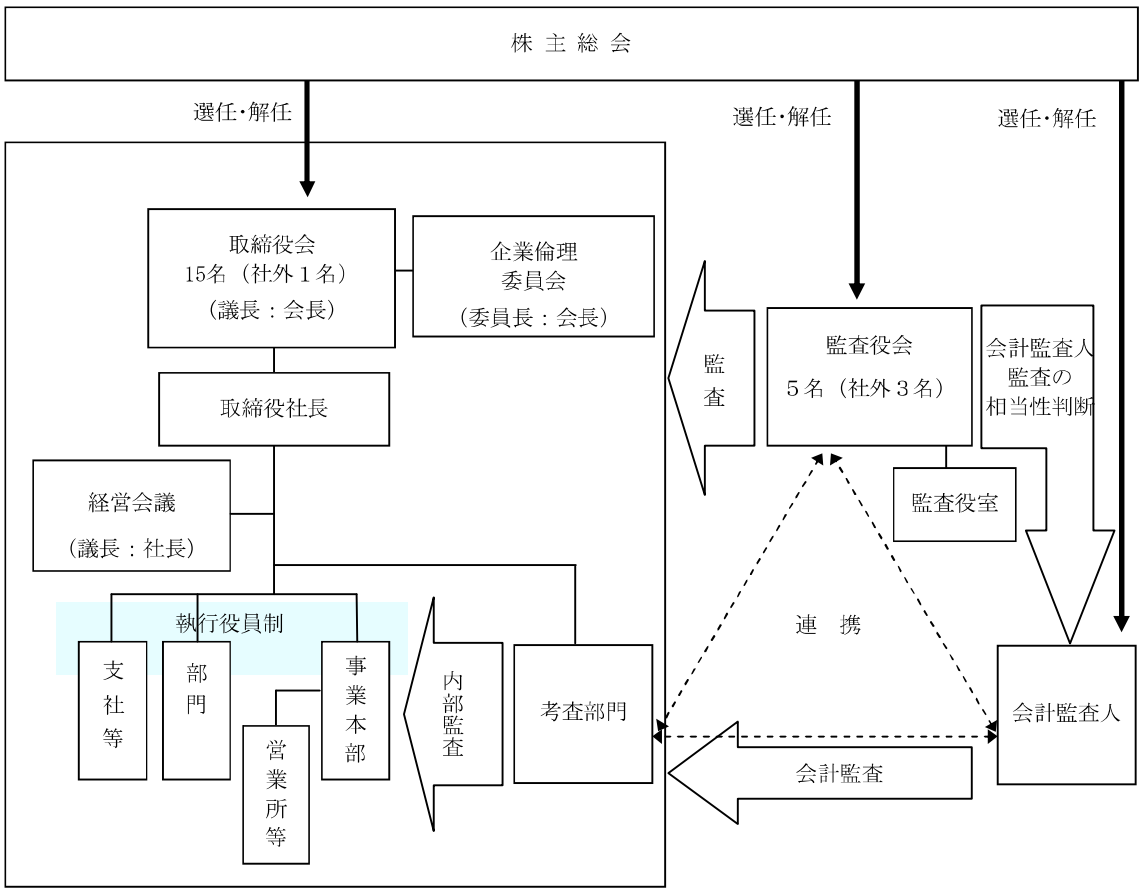
（会社情報の管理等）
事業本部長，部門長，支社長および病院長等を，所管業務の情報管理について責任を負う「情報管理責任者」に定めている。「情報管理責任者」は，所管業務に関し，その情報を適切に把握・管理するとともに，情報管理に必要な対応策，所属員への指示・指導等を行うこととしている。
また，コンプライアンス推進部門長を，適時開示情報に関し証券取引所との連絡窓口となる「情報取扱責任者」に定めている。

（子会社情報）
子会社に関する情報については，グループ経営推進部門長を窓口として把握することとしている。グループ経営推進部門長は，各「情報管理責任者」と連携をとりながら，子会社に対し，子会社において適時開示情報に該当する情報が生じた場合には，直ちにグループ経営推進部門長へ報告させるものとしている。

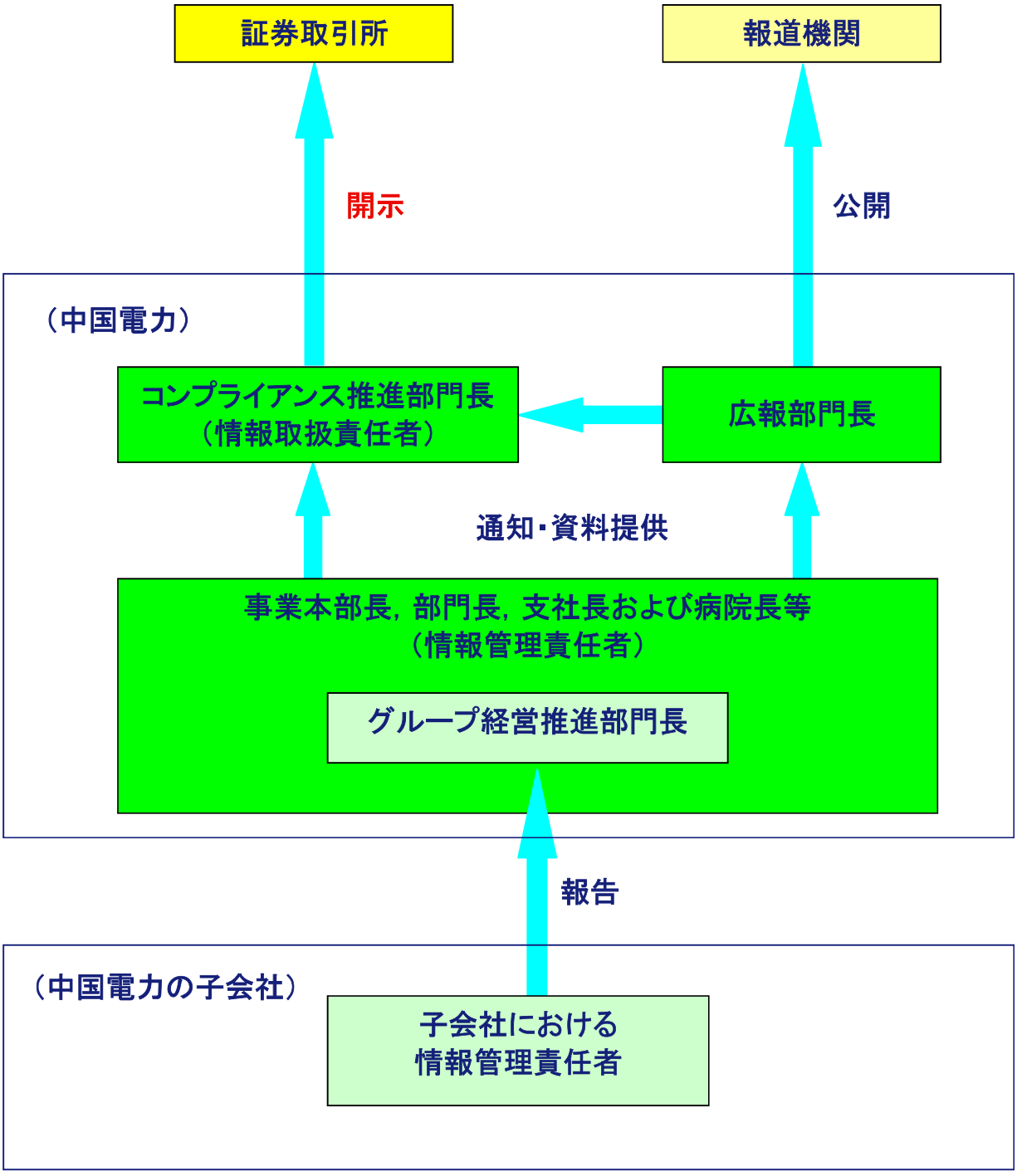
（会社情報の開示）
「情報管理責任者」は，適時開示情報に該当する情報が生じた場合には，速やかに「情報取扱責任者」に通知するとともに，開示のために必要となる資料等を提供し，適時開示の内容・日時等を協議・決定のうえ，情報開示の手続きを行う。この開示手続きについては，原則として，TDnetを利用して行う。
また，証券取引所への適時開示のほか，報道機関に対しても別途公開することとしている。

（内部監査体制）
業務ラインとは独立して，当社および子会社を含むグループの内部監査を行う部門として考査部門を設け，内部統制の評価を中心としてモニタリングを実施している。
また，当社では，課・担当単位の長が自らの管理状況を振り返る自己点検制度を導入しており，考査部門においてもその実施結果をレビューしている。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）



※考査部門が，子会社を含めた業務執行全般に係る内部統制について
内部監査を実施。